

防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画

静岡県

1 防災工事等の推進に関する基本的な方針

(1) 静岡県における農業用ため池の概要

ア 現状と基本的な考え方

(ア) 地勢、社会的条件、農業状況、農業用ため池の箇所数

県内の農業用ため池箇所数は、628箇所（うち防災重点農業用ため池438箇所）に上る。分布は、中東遠地域に集中し、掛川市、菊川市、牧之原市の上位3市で県内農業用ため池の約6割を占めている。

農業用ため池は、農業用水を安定的に供給するために築造され、かんがい用水の確保のほか、洪水調節や土砂流出防止、生物の生息・生育の場、地域の憩いの場の提供など多面的な機能を有し、重要な役割を果たしている。

しかしながら、近年、農業者の高齢化や離農などによる荒廃農地の増加が進み、また、都市部に近い地域では、農地が宅地や商業施設等に転用されるケースも増加し、水田の利用面積は徐々に減少している。さらに、国営農業水利事業により用水施設が整備されたことに伴い、利用されない農業用ため池や著しく利用依存度が低下したものも見受けられるようになっている。

(イ) 防災工事等に関する基本的な考え方

本県では、東日本大震災を受けて、「地震・津波対策アクションプログラム2013（以下「AP2013」という。）」を策定し、対策優先度の高い防災重点農業用ため池について、防災工事を実施してきたが、その後の防災重点農業用ため池の再選定により、早急に防災・減災対策を図る必要のある箇所が大幅に増加（AP2013対象箇所を包含）した。

さらに、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」の施行により、農業用ため池の適切な管理及び保全が義務付けられたため、防災・減災対策の実行計画として、「静岡県ため池整備計画」を策定し、令和12年度までに防災工事を実施する計画とした。

しかし、劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価が進み、対策を必要とする防災重点農業用ため池の箇所数が明確となったため、今後は、予算措置状況等を踏まえ、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進に関する特別措置法（以下「法」という。）」の有効期限内に全ての防災重点農業用ため池について、必要な対策工事等に着手することを目標とする。

なお、AP2013の後続計画である「地震・津波対策アクションプログラム2023」においても、計画期間内に全ての防災重点農業用ため池の防災対策等に着手することを目標としている。

イ 所有者及び管理者の状況

別表1のとおり

(2) 静岡県における防災工事等の実施状況等

別表1のとおり

2 劣化状況評価の実施に関する事項

(1) 劣化状況評価の推進計画

法の有効期間内に劣化状況評価を行った上で必要な防災工事に着手するため、法の有効期間内を前期（令和5年度～令和7年度）及び後期（令和8年度～令和12年度）に区分し、計画的に劣化状況評価を実施する。

なお、防災工事の実施に要する期間を考慮し、前期の令和7年度までに劣化状況評価を完了させる。

ア 前期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池：3箇所

イ 後期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池：0箇所

(2) 経過観察

劣化状況評価の結果、防災工事は不要であるものの、変状等が認められ経過観察が必要であると判断された防災重点農業用ため池について、経過観察を行う。

経過観察を行う者：別表2のとおり

(3) 定期点検

地震や豪雨等により防災重点農業用ため池の劣化が進行する等の不測の事態が生じるおそれがあることから、防災工事が完了したものも含め、県及び市町内に存在する防災重点農業用ため池について、定期的に点検を行い、決壊の危険性を早期に把握する。

ア 定期点検の頻度：1回/年

イ 定期点検を行う者：ため池の管理者

3 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項

(1) 地震・豪雨耐性評価の推進計画

法の有効期間内に地震・豪雨耐性評価を行った上で必要な防災工事に着手するため、法の有効期間内を前期及び後期に区分し、計画的に地震・豪雨耐性評価を実施する。

なお、防災工事の実施に要する期間を考慮し、前期の令和7年度までに地震・豪雨耐性評価を完了させる。

ア 前期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池：1箇所

イ 後期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池：0箇所

ウ 個々の防災重点農業用ため池に関する情報：別表2のとおり

(2) 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき要件（知事特認）

基本指針第3の2(1)③に規定する県知事が特に必要と認めるものは、住宅、公共の用に供する施設に影響を与えるものとする。

4 防災工事の実施に関する事項

(1) 防災工事（廃止工事を除く。）の推進計画

法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災工事を実施する。

- ア 前期に防災工事を行う防災重点農業用ため池：160 箇所
- イ 後期に防災工事を行う防災重点農業用ため池：111 箇所
- ウ 個々の防災重点農業用ため池の情報：別表 2 のとおり

(2) 廃止工事の推進計画

法の有効期間内を前期及び後期に区分し、廃止工事を実施する。

- ア 前期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池：3 箇所
- イ 後期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池：33 箇所
- ウ 個々の防災重点農業用ため池の情報：別表 2 のとおり

(3) 防災工事の実施に当たっての配慮すべき事項

ア 文化財保護担当部局との調整

事業主体又は管理者は、防災工事が必要な箇所が、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 125 条の規定に基づき史跡・名勝等に指定、重要文化的景観の構成要素となっている及び史跡名勝天然記念物等の指定地内に存する場合は、文化財課とその取扱いについて協議する。

イ 環境担当部局との調整

事業主体又は管理者は、防災工事が必要な箇所に、絶滅危惧種などが生息・生育する場合は、自然保護課等との相談のうえ、環境との調和への配慮を適切に行う。

ウ 上水道担当部局との調整

事業主体又は管理者は、防災工事が必要な箇所が、上水道の貯水池として共同利用されている場合は、上水道担当部局と費用分担に係る協議・調整を行う。なお、費用分担は分離費用身替り妥当支出法を基準とする。

5 防災工事等の実施に当たっての市町との役割分担及び連携に関する事項

(1) 実施主体（原則）

ア 劣化状況評価

(ア) 比較的規模の大きなため池（貯水量 10 万 m³ 以上）や過去に県営で事業実績があるものは県

(イ) 防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるものであって、かつ、事業実施後に同一の管理下にあるものであり、次のいずれかに該当する 2 箇所以上のため池を対象とするものは、県、市町の協議による

- a ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの
- b ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの
- c 決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの

(ウ) 上記(ア)(イ)の条件に該当しないものは市町

イ 地震・豪雨耐性評価

(ア) 比較的規模の大きなため池（貯水量 10 万 m³ 以上）や過去に県営で事業実績があるものは県

- (イ) 防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるものであって、かつ、事業実施後に同一の管理下にあるものであり、次のいずれかに該当する2箇所以上のため池を対象とするものは、県、市町の協議による
 - a ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの
 - b ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの
 - c 決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの
- (ウ) 上記(ア)(イ)の条件に該当しないものは市町

ウ 防災工事（廃止工事を除く。）

- (ア) 比較的規模の大きなため池（貯水量 10 万 m³ 以上）や過去に県営で事業実績があるものは県
- (イ) 防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるものであって、かつ、事業実施後に同一の管理下にあるものであり、次のいずれかに該当する2箇所以上のため池を対象とするものは、県、市町の協議による
 - a ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの
 - b ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの
 - c 決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの
- (ウ) 上記(ア)(イ)の条件に該当しないものは市町

エ 廃止工事
市町

(2) 技術指導等の内容

県が、静岡県ため池サポートセンターを設置し、業務委託により県土地改良事業団体連合会が巡回指導等を行う。

(3) 情報共有及び連携の方法

静岡県ため池管理保全対策連絡協議会により、防災工事等に係る情報共有及び防災工事等の推進について連携を図る。

構成員は、県、市町、土地改良事業団体連合会とする。

会長は、県が務める。

事務局は、県が担う。

6 その他防災工事等の推進に関し必要な事項

(1) 応急的な防災工事又は地震・豪雨時の応急措置の実施

応急的な防災工事又は地震・豪雨時の応急措置は、農業用ため池の管理者が実施する。

(2) ICT等の先端技術の導入等による管理・監視体制の強化

水位計やwebカメラ等を活用し、農業用ため池の遠方監視体制を強化していく。

防災工事等の推進に関する基本的な方針 静岡県

令和6年2月末時点

1 農業用ため池の概要

(1)所有者別の箇所数及び割合

区分	国又は地方公共団体	土地改良区	水利組合	集落又は個人	その他	不明	合計	備考
(割合)	(75%)	(0%)	(0%)	(24%)	(1%)	(0%)	(100%)	
箇所数	469	3	0	148	5	3	628	

(2)管理者別の箇所数及び割合

区分	国又は地方公共団体	土地改良区	水利組合	集落又は個人	その他	不明	合計	備考
(割合)	(96%)	(2%)	(0%)	(1%)	(0%)	(0%)	(100%)	
箇所数	605	13	2	8	0	0	628	

※国：行政財産として所有するものに限る。

※地方公共団体：法定外公共物であって市町村への所有権移転登記が未了のものを含む。

2 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の実施状況等

区分	内容	箇所数	備考
ア	劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価を実施し、防災工事は不要であると判断されたもの	56	
イ	劣化状況評価等を実施し、両方又はいずれか一方の評価結果から防災工事が必要であると判断されたもの	333	
	① 防災工事(廃止工事を除く)が完了したもの	63	
	② 防災工事(廃止工事を除く)が未了のもの(継続中のものを含む)	270	
	③ 廃止工事が完了したもの(指定解除手続きが未了のものに限る)	0	
ウ	劣化状況評価を実施し、地震・豪雨耐性評価が未了	1	
エ	① 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当せず、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの	0	
	② 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当せず、劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの	0	
	③ 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当し、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの	0	
	④ 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当し、劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの	1	
オ	地震・豪雨耐性評価を実施し、劣化状況評価が未了	3	
カ	① 地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの	3	
	② 地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの	0	
キ	劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価がいずれも未了	0	
ク	① 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当しないもの	0	
	② 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当するもの	0	
ケ	現に農業用水の貯水池として利用なし	45	
コ	① 今後廃止工事を行うもの	36	
	② 廃止工事が完了したもの(指定解除手続きが未了のものに限る)	9	対策工事不要
合計		438	

防災工事等の推進計画(対象ため池一覧) 静岡県

令和6年2月末時点

データベース コード番号	防災重点農業用ため池の名称		所在地			所有者	管理者	ため池の諸元			防災工事等の対象と実施時期 ※1			経過観察		備考
	名称	ふりがな	都道府県名	市区、郡町村名	字・地番等			堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (千m3)	地震・豪雨 耐性評価	防災工事	廃止工事	経過観察 ※2	経過観察を行う者	
222261044	細田の谷池	ほそだのやいけ	静岡県	牧之原市	西萩間219	鈴木彦十 外17名	牧之原市	6	27	12					—	廃止予定 工事不要
222261046	山の神池	やまのかみいけ	静岡県	牧之原市	白井779		牧之原市	4	35	3	1	2		1	市町村	
222261048	山ノ神の池	やまのかみのいけ	静岡県	牧之原市	西山寺390		後藤 善作	4	38	1	1	2			—	
222262004	千頭ヶ谷池	せんずがやいけ	静岡県	牧之原市	坂口3616		牧之原市	10	83	45	1	2			—	
222262010	池ヶ谷池	いけがやいけ	静岡県	牧之原市	仁田1128-43		牧之原市	9	71	38	1	2			—	
222262011	マ子ヶ谷池	まねがやいけ	静岡県	牧之原市	膳間1548		牧之原市	3	12	1	1		2		—	
222262012	穴沢池	あなざわいけ	静岡県	牧之原市	白井1364		牧之原市	9	56	4	1	2			—	
223010002	中の平用水池	なかのひらようすいけ	静岡県	賀茂郡東伊豆町	福取3155-3		田村元三郎 外10名	8	88	19	1				—	対策完了
223050001	吉田貯水池	よしだちよすいけ	静岡県	賀茂郡松崎町	吉田424-8		吉田区自治会	6	53	12	1				—	対策完了
223250001	経井沢池	かるいざわいけ	静岡県	田方郡函南町		経井沢下之沢21番地の5	函南町	10	81	49	1			1	市町村	対策完了
223250002	牧場池	まきはいけ	静岡県	田方郡函南町	畑平水取428番地の4		函南町 他4名	5	170	11	1	1			—	
223250003	柏谷池	かしがいけ	静岡県	田方郡函南町	柏谷957番地		函南町柏谷区	5	69	9	1	2			—	
223440002	中島貯水池	なかじまちよすいけ	静岡県	駿東郡小山町	柳島字平田沢67番地46		共有地	17	60	38	1	2			—	
223440003	榎頭用水池	たながしらようすいけ	静岡県	駿東郡小山町	榎頭		小山町	9	39	11	1	2		1	市町村	
224610001	昭和貯水池(薄場)	しやうわいけ(うすば)	静岡県	周智郡森町	薄場2-1-3-410-56		森町	6	58	13	1	1			—	
224610007	水戸ヶ谷池	みとがやいけ	静岡県	周智郡森町	一宮746		森町	8	53	14	1	1			—	
224610008	昭和貯水池(一宮)	しやうわいけ(いみや)	静岡県	周智郡森町	—————		米倉町内会	10	45	18	1	1			—	
224610020	大沢下池	おおさわしもいけ	静岡県	周智郡森町	睦実1312		森町	7	97	22	1	1		1	管理者	
224610023	善正庵池	ぜんしょうあんいけ	静岡県	周智郡森町	睦実685-1		森町	7	67	16	1	1			—	
224611004	宮ノ谷上池	みやのやかみいけ	静岡県	周智郡森町	一宮3989-3		宗教法人 小園神社	7	57	4	1	1		1	管理者	
224611005	宮ノ谷下池	みやのやしもいけ	静岡県	周智郡森町	一宮3990-2		森町	10	40	6	1	1			—	
224611024	天ノヶ谷池	あまのがやいけ	静岡県	周智郡森町	飯田2566		森町	5	28	2	1	1			—	
224611025	大池	おおいけ	静岡県	周智郡森町	天宮136		森町	6	37	5	1	1			—	
224611026	西金谷池	にしがなやいけ	静岡県	周智郡森町	森1816		森町	3	85	3			2		—	
224611027	白掛上池	しろかけかみいけ	静岡県	周智郡森町	草ヶ谷996		森町	3	44	3			2		—	
224611028	白掛下池	しろかけしもいけ	静岡県	周智郡森町	草ヶ谷996		森町	4	66	8			2		—	
224611031	権田ヶ谷池	ごんだがやいけ	静岡県	周智郡森町	谷中931		森町	4	42	2			1		—	
224611032	大沢上池	おおさわかみいけ	静岡県	周智郡森町	睦実1311		森町	11	50	12	1	2			—	
224611033	栢瀬ヶ谷池	くいせがやいけ	静岡県	周智郡森町	睦実1071-1、1073		森町	4	42	8			1		—	
224611034	奥ノ谷池	おくのやいけ	静岡県	周智郡森町	一宮5863		森町	5	36	3			2		—	

注) 記載内容は、令和5年12月末時点の確定値である。

※1【防災工事等の対象と実施時期】:対象となる防災工事等について、法の有効期間の前期(R3~R7)に着手する又は実施中の場合は「1」、後期(R8~R12)に着手する場合は「2」を記入する。

※2【経過観察】について、経過観察が必要な場合は「1」を記入する。